

事業名	事業概要	平成20年度 事業計画	平成20年度 事業実績	所管局
1. あらゆる分野への参画の促進				
(3) 仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現				
「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の実現				
ア. 「仕事と生活の調和」の推進				
27 「仕事と生活の調和」の普及	男女平等参画を進める会及びウィメンズプラザの事業等を通じて、「仕事と生活の調和」の普及を図ります。	男女平等参画を進める会(総会、報告会等)、事業者団体との連絡会等(No.2参照)を通して実施	男女平等参画を進める会(総会、報告会等)、事業者団体との連絡会等(No.2参照)を通して実施	生活文化スポーツ局
28 ワーク・ライフ・バランス推進事業(平成20年度新規事業)	先進企業における取組事例や育児休業取得時の職場のマネジメントなど、仕事と生活の調和に向けた具体的方策に関する実践プログラムを作成し、業界団体等を通じて広く普及を図る。	・ワーク・ライフ・バランス実践プログラム(仮称)の作成 ワーク・ライフ・バランスを推進するため、企業の事例分析等に基づき、企業メリットや手法を分かりやすく提示するとともに、個人の事例分析等加えてその進め方を具体的に明らかにする。 ・普及啓発 男女平等参画を進める会及び業界団体等との連携を通じた気運の醸成・企業における導入促進	ワーク・ライフ・バランス実践プログラムの作成及び普及啓発 ・企業事例の調査(40社ヒアリング、意見交換会等のべ59社) ・ワーク・ライフ・バランス実践プログラムの印刷(企業、団体等への配付) 本編1,300部 リーフレット5,000部	生活文化スポーツ局
29 次世代育成企業の支援	次世代育成に積極的に取り組む企業等を「とうきょう次世代育成サポート企業」として登録し、その取組を広くPRし、仕事と家庭生活の両立が可能な雇用環境の整備を支援します。	登録企業 年間450社	20年度登録企業 655社	産業労働局
	企業の両立支援全般に対する取組の具体化を支援するため、両立支援アドバイザーによる相談・助言等を行います。	両立支援アドバイザー 2名	両立支援アドバイザー 2名	産業労働局
30 中小企業の両立支援の推進	中小企業における仕事と家庭生活を両立しやすい雇用環境整備を促進するため、両立支援の体制づくり等にかかる費用の一部を助成します。	助成企業 450社	助成企業 603社	産業労働局
31 いきいき職場推進事業(平成20年度新規事業)	・「ワークライフバランスフェスタ推進認定企業」の認定 従業員が仕事と生活を両立し、いきいきと働ける職場の実現に向け優れた取組を実施している中小企業を「ワーク・ライフ・バランス推進認定企業」として認定し、広く公表する。 ・「ワークライフバランスフェスタ東京」の開催 八都県市、区市町村、労使団体、マスコミ等と協働して、「働き方の見直し」について広く社会に対し発信する大会を実施。	認定企業 10社程度 応募部門 4部門	認定企業 10社 (長時間労働削減部門 2社 年休取得促進部門 3社 育児・介護休業制度充実部門 5社 多様な勤務形態導入部門 2社)	産業労働局
32 事業所内保育施設支援事業	仕事と子育てを両立しながら働ける職場環境整備を促進するため、企業における事業所内保育施設に対して補助を行います。	60か所	4か所	福祉保健局
33 院内保育施設の支援(平成20年度新規事業)	医療従事者の離職防止及び再就職の促進を図るとともに、病児等保育の実施を促進します。	72か所	67か所	福祉保健局
34 医師勤務環境改善事業(院内放課後支援)(平成20年度新規事業)	女性医師が増加傾向にある中、就学後の児童を健全で安全に育成するため、院内に放課後の児童を保育する事業に取り組む病院に対して補助を実施します。	・医師勤務環境改善事業 院内放課後対策 19病院	医師勤務環境改善事業 院内放課後対策 1病院	福祉保健局

	事業名	事業概要	平成20年度 事業計画	平成20年度 事業実績	所管局
子育てに対する支援					
ア．保育サービスの充実					
35	保育サービスの拡充	認可保育所において、受け入れ枠の拡大や弾力化を進めるとともに、認可保育所、認証保育所、家庭福祉員（保育ママ）など、地域のニーズに応じた保育サービスの提供を推進します。	認可保育所等において実施	認可保育所等において実施	福祉保健局
36	認証保育所の推進	大都市の特性を踏まえ、都独自の基準により都が認証する認証保育所の設置を促進します。主に駅前に設置されるA型と、保育室からの移行を中心とし、小規模で家庭的な保育を行うB型があります。	市町村部 A型87か所、B型40か所 （区部は財政調整交付金により実施）	A型93か所、B型29か所 （区部は財政調整交付金により実施）	福祉保健局
37	認証保育所に関する不動産取得税、固定資産税等の減免	認証保育所の設置を税制面から支援するために、不動産取得税及び区部の固定資産税・都市計画税を減免します。	・固定資産税等 ・不動産取得税	・固定資産税等 28か所 ・不動産取得税 1か所	主税局
38	家庭福祉員の推進	自宅で家庭的な保育を行う家庭福祉員の設置を推進します。	・保育室（市町村部） 342人 （区部は財政調整交付金により実施） ・家庭福祉員 389人 （区部は一部財政調整交付金により実施）	保育室 360人 （区部は財政調整交付金により実施） 家庭福祉員 419人 （区部は一部財政調整交付金により実施）	福祉保健局
39	子育て推進交付金	子育て支援の中核を担う市町村が地域の实情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう交付金を創設し、すべての子どもと家庭を対象とした子育て支援策の充実を図ります。	・全市町村 39か所	全市町村 39か所	福祉保健局
40	延長保育	就労形態の多様化等により、高まっている要望に応えるために延長保育事業の充実を図ります。	・区部は財政調整交付金により実施 ・市町村部は子育て推進交付金により実施	区部は財政調整交付金により実施 市町村部は子育て推進交付金により実施	福祉保健局
41	病後児保育	保育所に通所中の児童等が病気の回復期にあり、集団保育の困難な時期に、その児童の一時預かりを行う病後児保育の充実を図ります。	次世代育成支援対策交付金により実施	病児・病後児保育 81か所 病中の児童(病児)の一時預かりを行っている施設も含む	福祉保健局
42	休日保育	日曜・祝祭日等の休日に保護者の勤務等による保育の需要に対応するため、休日の保育を行う事業の充実を図ります。	48か所	47か所	福祉保健局
43	私立幼稚園預かり保育の推進	私立幼稚園が、教育課程に係る教育時間を超えて園児を預かる場合に、その経費の一部を補助します。	647園	633園	生活文化スポーツ局
44	認可外保育施設保育従事者研修会の実施	認可外保育施設の職員に対し、業務に必要な知識を付与し、技能を修得させることにより、その資質の向上を図り、子どもの福祉を推進します。	・研修対象者数 1,700人	・研修参加人数 1,942人 研修回数 20回	福祉保健局
45	認定こども園の推進	就学前の子どもに関する教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援機能を担う認定こども園に対して、都独自の補助を行うなど、地域において子どもが健やかに育成される環境の整備を推進します。	50か所	33園	福祉保健局
			33園	12園	生活文化スポーツ局 教育庁
46	事業所内保育施設支援事業	仕事と子育てを両立しながら働ける職場環境整備を促進するため、企業における事業所内保育施設に対して補助を行います。（.32再掲）	（No.32参照）	（No.32参照）	福祉保健局
47	院内保育施設の支援（平成20年度新規事業）	医療従事者の離職防止及び再就職の促進を図るとともに、病児等保育の実施を促進します。（.33再掲）	（No.33参照）	（No.33参照）	福祉保健局

	事業名	事業概要	平成20年度 事業計画	平成20年度 事業実績	所管局
イ 地域での子育て支援					
48	一時・特定保育	パートタイム勤務や病気などで一時的に子育てができない場合などに子どもを預かる一時・特定保育事業の充実を図ります。	一時保育事業 248,795日 特定保育事業 19,307日 在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業 8か所	一時保育事業 269,629日 特定保育事業 12,347日 在宅子育て家庭一時預かりパイロット事業 9か所 派遣型一時保育事業 4か所	福祉保健局
49	子ども家庭総合センター（仮称）の整備	福祉保健・教育・警察の各相談機関が連携し、それぞれの専門性を生かしながら、子育て支援を必要とする事例、専門的援助が必要な事例への対応を含めた、子どもと家庭を総合的に支援する拠点として、子ども家庭総合センター（仮称）を設置します。	「子ども家庭総合センター（仮称）基本構想」に基づいて実施（平成21年度以降開設予定）	実施設計（「子ども家庭総合センター（仮称）基本構想」に基づいて実施（平成24年度開設予定））	福祉保健局 教育庁 警視庁
50	子ども家庭支援センター事業	子どもと家庭に関する総合相談、子ども家庭在宅サービスの提供・調整、地域組織化等の事業を行う子ども家庭支援センターを設置運営する区市町村への補助を実施し、地域における子どもと家庭に関する支援ネットワークを構築します。	・先駆型50か所 ・従来型2か所 ・小規模型6か所 （区部は財政調整交付金により実施）	・先駆型47か所 ・従来型5か所 ・小規模型6か所 （区部は財政調整交付金により実施）	福祉保健局
51	子育てひろば機能の整備	区市町村が、地域の子育て家庭の支援を行うため、身近な場所（保育所等）につどいの場を提供し、子育て相談や子育て関連情報の提供等を行う事業を実施する場合に一定の補助を行います。	・A型市町村部は子育て推進交付金により実施、区部は財政調整交付金により実施 ・B型62か所 ・C型112か所	・A型市町村部は子育て推進交付金により実施 区部は財政調整交付金により実施 ・B型65か所 ・C型105か所	福祉保健局
52	企業・商店街等との連携による子育て支援事業（平成20年度新規事業）	区市町村が地域で企業や商店街等の協賛を得て行う、中学生以下の子どもがいる世帯及び妊婦のいる世帯への優待事業を行う場合、一定の補助を行います。	福祉保健基盤等区市町村包括補助により実施	福祉保健基盤等区市町村包括補助により実施	福祉保健局
53	親の子育て力向上支援事業（平成20年度新規事業）	育児に自信を持っていない親を対象としてグループワークを実施し、育児に関するスキルの向上や親の心のケアを行い、子育てに対する不安の解消を図ります。	福祉保健基盤等区市町村包括補助により実施	福祉保健基盤等区市町村包括補助により実施	福祉保健局
54	区市町村相談対応力強化事業（平成20年度新規事業）	地域における子育て対応力強化を図るため、子育てひろばB型を身近な支援拠点とするきめ細やかな地域の相談体制を構築するとともに、子ども家庭支援センターにおけるスーパーバイザーの活用を支援します。	福祉保健基盤等区市町村包括補助により実施	福祉保健基盤等区市町村包括補助により実施	福祉保健局
55	学童クラブ事業の充実	保護者が労働等により昼間家庭にいない都内小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を行う区市町村に一定の補助を行います。	604クラブ	612クラブ	福祉保健局
56	放課後における子どもの居場所づくり	地域の大人たちの協働により、放課後における安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）をつくり、スポーツ・文化活動等を提供します。	放課後子供教室への補助 680か所	放課後子供教室への補助 713か所	教育庁
57	児童相談所の運営	18歳未満の子どもに関する相談対応や緊急時の一時保護及び保護者に対する指導等を行います。	11か所	11か所	福祉保健局
58	ファミリー・サポート・センター事業の推進	育児の助けをほしい人（提供会員）と助けを受けたい人（依頼会員）が地域において育児に関する相互援助活動を行うことを支援する会員組織「ファミリー・サポート・センター」の設立を区市町村に働きかけるとともに、設立した区市町村に対し一定の補助を行います。	・活動支援 普及啓発資料の発行等 ・運営費補助 設立区市町への助成 40か所	・活動支援 アドバイザー研修費の補助 ・運営費補助 設立区市町への助成 40か所	福祉保健局
59	子育てスタート支援事業の実施	特に支援を要する母子に対して、出産退院後、一定期間の宿泊ケアやデイケアを行うなど、妊娠期から産後までの期間の子育てをサポートし、母親の心身の安定を図るとともに、育児知識等の習得などの支援を行います。	3区市	3区市	福祉保健局
60	パートナー保育登録の推進	登録を行った地域の在宅子育て家庭に対して、育児相談、保育所体験などの子育てサービスを提供する民間保育所を支援します。	民間社会福祉施設サービス推進費補助を通して実施	民間社会福祉施設サービス推進費補助を通して実施	福祉保健局

	事業名	事業概要	平成20年度 事業計画	平成20年度 事業実績	所管局
61	児童虐待への取組の推進	子ども家庭支援センター、保健所、病院、学校、警察、児童委員などの関係機関が連携してネットワークを構築し、児童虐待の早期発見など、迅速かつ確かな対応を図ります。	児童相談所の運営 (No.57参照) 育児等健康支援事業 (乳幼児健診における育児支援強化事業) 健全育成の観点からの連携 通常業務を通して実施	児童相談所の運営 (再掲No.57) 育児等健康支援事業 (乳幼児健診における育児支援強化事業) 健全育成の観点からの連携 通常業務を通して実施	福祉保健局 教育庁 警視庁
62	子どもの心の診療拠点病院 (平成20年度新規事業)	子どもの心の問題(虐待・発達障害・いじめ・不登校等)について、専門的なケアにつなげる体制を整備するため、都内医療機関における子どもの心の対応への取組が促進されるよう、拠点的作用を果たす医療機関が技術支援や情報提供などを行います。	都内1医療機関	都内1医療機関	福祉保健局
63	勝どき一丁目地区プロジェクト	都管住宅の建替えにより創出された都市再生用地を活用して、子育て世帯が入居しやすい家賃の賃貸住宅を供給し、住宅面から子育てを支援するとともに、医療や保育の機能を整備し、子育て世帯が安心して快適に暮らせるまちづくりをめざします。	平成19年度工事着工(平成22年度完成予定)	平成19年度工事着工(平成22年度完成予定)	都市整備局
64	子育て推進交付金	子育て支援の中核を担う市町村が地域の実情に応じて創意工夫により施策を展開できるよう交付金を創設し、すべての子どもと家庭を対象とした子育て支援策の充実を図ります。 (No.38再掲)	(No.38参照)	(No.38参照)	福祉保健局
65	子どもの生活習慣確立の取組	子どもの生活習慣確立の必要性を社会にアピールするとともに、学校、地域社会、企業、行政機関等が協働して、家庭での取組を支援します。	夏季啓発キャンペーン ポスター、カレンダーブック等 91,800部 入学前キャンペーン 啓発資料配布 125,000部 ウェブサイトの運営 年間アクセス数 181,325件 平成20年度事業終了	夏季啓発キャンペーン ポスター、カレンダーブック等 91,800部 入学前キャンペーン 啓発資料配布 125,000部 ウェブサイトの運営 年間アクセス数 181,325件 平成20年度事業終了	教育庁
66	幼児の生活リズム改善に向けた取組	幼児の生活リズム(睡眠、食事、遊び)に関する課題や工夫点を事例としてとりまとめた報告書をもとに、家庭への啓発や幼稚園・保育園でのモデル事業などを実施し、子どもの生活リズム改善に向けた取組を推進します。	平成19年度事業終了	平成19年度事業終了	青少年・治安対策本部
ウ.ひとり親家庭への支援等					
67	母子家庭等就業・自立支援センターによる就業の支援等	都が指定する母子家庭等就業・自立支援センターにより、就職情報の提供、自立促進講習会などの各種支援策を実施します。	指定した母子家庭等就業・自立支援センターにおいて実施	指定した母子家庭等就業・自立支援センターにおいて実施	福祉保健局
68	養育費相談体制の充実 (平成20年度新規事業)	母子家庭等就業・自立支援センターに専門の相談員を配置し、養育費相談を実施するとともに、区市の母子自立支援員や母子自立支援プログラム策定員に対し養育費等に関する研修を実施します。	指定した母子家庭等就業・自立支援センターにおいて実施	指定した母子家庭等就業・自立支援センターにおいて実施	福祉保健局
69	ひとり親家庭支援区市町村包括補助事業 (平成20年度新規事業)	区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に施策を展開できるよう、ひとり親家庭福祉分野の包括補助事業を創設し、ひとり親家庭の福祉の増進を図ります。	全区市町村	2区市 現在は事業名を「ひとり親家庭生活支援事業」として実施	福祉保健局
70	ひとり親家庭総合支援事業の実施	ひとり親家庭に対して、区市町村が実施する相談事業や資格取得支援など、各種事業への補助を行います。	2区市	2区市 現在は事業名を「ひとり親家庭生活支援事業」として実施	福祉保健局
71	ひとり親家庭ホームヘルパーサービス事業の実施	日常生活を営むのに著しく支障があるひとり親家庭に対して一定期間ホームヘルパーを派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行う市町村の事業に対して補助します。	全市 (区部は財政調整交付金により実施)	全市 (区部は財政調整交付金により実施)	福祉保健局
72	母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母親の就業を支援するため、教育訓練や国家資格取得に要する費用の一部を支給するとともに、短期間の有期雇用者を常用雇用へ転換した事業主に一時金を支給します。	13町村	1町	福祉保健局
73	母子自立支援員の活動	母子家庭及び寡婦に対する相談と、その自立に必要な援助、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	町村部及び島しょ部は都で実施	町村部及び島しょ部は都で実施	福祉保健局
74	母子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の就業自立を促進するため、自立支援プログラムに基づく就労支援を行います。	ハローワーク(公共職業安定所)との連携により実施	ハローワーク(公共職業安定所)との連携により実施	福祉保健局

	事業名	事業概要	平成20年度 事業計画	平成20年度 事業実績	所管局
75	児童扶養手当・児童育成手当の支給	母子家庭等に対する児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等に対する児童育成手当等の支給により、ひとり親家庭等を経済的に支援します。	・児童扶養手当 都実施は町村部 ・児童育成手当 区部は財政調整交付金により実施	・児童扶養手当 都実施は町村部 ・児童育成手当 区部は財政調整交付金により実施	福祉保健局
76	母子福祉資金の貸付	母子家庭等に対し、母子福祉資金の貸付を実施し、母子家庭等を経済的に支援します。	8,102件	7,857件	福祉保健局
77	職業訓練の実施（母子家庭の母等に対する職業訓練）	公共職業訓練を受講する母子家庭等の母等に対し、受講期間中訓練手当を支給します。 また、母子家庭の母等の職業的自立を促すため、民間教育訓練機関等を活用し、職業訓練受講機会の確保を図ります。 (No.22一部再掲)	・職業訓練手当の支給 総定員273名 ・母子家庭の母等の職業的自立促進(委託訓練) 定員200名 (No.22一部参照)	・職業訓練手当の支給 25名 ・母子家庭の母等の職業的自立促進(委託訓練) 入校172名 (No.22一部参照)	産業労働局
78	ひとり親家庭に対する都営住宅の入居機会の拡大	ひとり親家庭の都営住宅の入居機会を拡大するため、世帯向け募集における当選倍率の優遇、ポイント方式による募集、母子生活支援施設転出者向け特別割当て等を行います。	・ポイント方式による募集年2回募集(2月、8月) ・世帯向け募集における当選倍率の優遇(7倍) 年2回募集(5月、11月) ・母子生活支援施設転出者向け特別割当て 年2回割当て60戸程度(年間)	・ポイント方式による募集年2回募集(2月、8月) ・世帯向け募集における当選倍率の優遇(7倍) 年2回募集(5月、11月) ・母子生活支援施設転出者向け特別割当て 年2回割当て60戸程度(年間)	都市整備局
工．育児休業取得者の支援					
79	育児・介護休業者生活資金の融資	中小企業に働く従業員で、育児又は介護休業を取得する人に都内信用組合及び中央労働金庫を通じて、休業期間中の生活資金を低利で融資します。	・融資目標額 1,000万円	・融資実績 9件	産業労働局
オ．行動しやすいまちづくり					
80	福祉のまちづくりの普及・推進	「東京都福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議します。また、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会や東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議を開催し、情報交換や意見調整を行います。	・福祉のまちづくり推進協議会等の開催 ・福祉のまちづくり条例に基づく届出等及び適合証交付に関する事務	・福祉のまちづくり推進協議会等の開催 ・福祉のまちづくり条例に基づく届出等及び適合証交付に関する事務	福祉保健局
81	福祉のまちづくり事業の実施	・ユニバーサルデザイン整備促進事業(ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業) ・ユニバーサルデザイン整備促進事業(とうきょうトイレ事業) ・だれにも乗り降りしやすいバス整備事業 ・鉄道駅エレベーターなど整備事業	・10自治体 ・16地区 ・315両 ・24駅	・8自治体 ・16地区 ・231両 ・14駅	福祉保健局 交通局
		・エレベーター (年度末累計 95駅197基)	供用開始 7駅11基	・エレベーター (年度末累計 86駅189基)	供用開始 3駅5基
		・エスカレーター (年度末累計 103駅763基)	供用開始 3駅3基	・エスカレーター (年度末累計 103駅763基)	供用開始 4駅4基
		・鉄道駅へのだれでもトイレ設置	・だれでもトイレ (年度末累計 104駅)	・だれでもトイレ (年度末累計 105駅)	1駅
		・ノンステップバスの導入	・ノンステップバス (年度末累計 1187両)	・ノンステップバス (年度末累計 1186両)	110両
82	子育て家庭の外出環境の整備（平成20年度新規事業）	子育て家庭が気軽に外出できるよう授乳やおむつ替えなどができるスペースを保育所や公共施設等、身近な地域に設置する区市町村を支援するほか、都立施設にも設置を進めます。	200か所 (福祉保健基盤等区市町村包括補助により実施)	86か所 [内訳] 公立保育所：37、民間保育所：3、都立施設：4、民間施設：42	福祉保健局

事業名		事業概要	平成20年度 事業計画	平成20年度 事業実績	所管局
介護・高齢者に対する支援					
ア．介護への支援					
83	在宅介護サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護(ホームヘルプサービス) ホームヘルパーが家庭を訪問し、食事や排泄など日常生活上の介護や、調理・洗濯などの生活援助を行います。 ・訪問入浴介護 家庭の浴室での入浴が困難な人を対象に、浴槽を家庭に運搬するなどして入浴を介護します。 ・訪問看護 看護職員等が、家庭を訪問して療養上の世話や診療の補助などを行います。 ・訪問リハビリテーション 理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問し、心身の機能を維持回復させ、日常生活の自立に向けた訓練をします。 ・通所介護(デイサービス)・通所リハビリテーション(デイケア) 可能な限り居宅で、自立した日常生活を営めるよう、デイサービスセンターや医療機関へ通所し、社会的孤立感の解消、心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。 ・短期入所生活介護・短期入所療養介護(ショートステイ) 本人の心身の状況や、介護している家庭の状況により、一時的に在宅での生活に支障のある要介護者等が、老人短期入所施設や特別養護老人ホーム等または医療機関等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護や機能訓練を受けます。 	22,089,792回/年 690,327回/年 1,635,361回/年 82,106回/年 通所介護 4,442,508回/年 通所リハビリテーション 1,300,374回/年 1,663,681日/年	*東京都高齢者保健福祉計画(平成18年度～平成20年度)におけるサービス目標量 21,145,986回/年 633,204回/年 1,768,247回/年 235,254回/年 通所介護 6,679,332回/年 通所リハビリテーション 1,495,137回/年 1,941,206日/年	福祉保健局
84	認知症高齢者グループホーム	区市町村が整備する及び区市町村が整備費を補助する認知症高齢者グループホーム整備事業に要する費用の一部を補助します。	・新規 85ユニット	新規 48ユニット	福祉保健局
85	介護保険施設の整備 (特別養護老人ホーム)	社会福祉法人等が、特別養護老人ホームを整備する事業に要する費用の一部を補助します。	・新規 6か所 ・継続 9か所	新規 6か所 継続 10か所	福祉保健局
86	介護保険施設の整備 (老人保健施設)	医療法人等が、介護老人保健施設を整備する事業に要する費用の一部を補助します。	・新規 3か所 ・継続 9か所	新規 1か所 継続 6か所	福祉保健局
イ．介護休業取得者の支援					
87	育児・介護休業者生活資金の融資	中小企業に働く従業員で、育児又は介護休業を取得する人に都内信用組合及び中央労働金庫を通じて、休業期間中の生活資金を低利で融資します。(No.79再掲)	(No.79参照)	(No.79参照)	産業労働局

	事業名	事業概要	平成20年度 事業計画	平成20年度 事業実績	所管局
ウ．高齢者の自立支援					
88	しごとセンター事業の推進（高齢者の雇用就業支援）	しごとセンターにおいて、雇用・就業に係る総合的なサービスを提供する中で、働く意欲をもつ高齢者に対する就業相談、キャリアカウンセリング、就業支援セミナー等の実施により高齢者の就業を支援します。	・しごとセンター及びしごとセンター多摩における支援	しごとセンター及びしごとセンター多摩における支援 就業相談、能力開発など高齢者の雇用就業に関する支援の実施	産業労働局
89	団塊世代向け就業支援（平成20年度新規事業）	団塊の世代の高い就業意識に添えていくため、「団塊の世代向け就業支援総合セミナー」、「中小企業向けエキスパート人材開発プログラム」など、就業支援サービスを提供する。	・団塊の世代向け就業支援「総合」セミナー 定員800名 ・中小企業向けエキスパート人材開発プログラム 定員100名	団塊の世代向け就業支援「総合」セミナー 参加者 425名 中小企業向けエキスパート人材開発プログラム 参加者 75名	産業労働局
90	シルバー人材センター事業の推進	シルバー人材センターの運営に必要な経費を区市町村に対して補助します。	58区市町村	58区市町村に補助	産業労働局
91	はつらつ高齢者就業機会創出支援事業	身近な地域で、高齢者を対象にした就業相談や就業情報の提供、あっせんを行う拠点を区市町村と共同して整備します。	17区市に補助	14区市に補助	産業労働局
92	職業訓練の実施（高齢者訓練）	高齢者等が身近な地域で職業訓練を受けられるよう、各地域の都立職業能力開発センター（従来の技術専門校の組織・名称を19年4月から変更）で高齢者向けの職業訓練を実施するとともに、民間教育訓練機関への委託訓練を活用し、受講機会の拡大を図ります。（No.12一部再掲）	・高齢者向け訓練 定員1,220名 ・高齢者向け委託訓練 定員420名 （No.12一部参照）	・高齢者向け訓練（委託訓練含む） 入校1,416名（No.12に含む） （No.12一部参照）	産業労働局
93	緊急通報システム及び火災安全システムの整備支援	一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯等の高齢者の安全を確保するため、緊急通報システム及び火災安全システムの普及促進を図り、在宅高齢者が緊急事態に陥ったとき、または火災が発生したときに、東京消防庁等へ自動通報することにより、迅速な救援・救助活動を行います。	高齢社会対策区市町村包括補助事業として対応	高齢社会対策区市町村包括補助事業として対応	福祉保健局
94	シルバーピアの整備	一人暮らしの高齢者等が地域の中で生活を続けられるよう、高齢者向けに配慮した集合住宅に安否確認や緊急時対応等を行うワーデン（管理人）又はLSA（生活援助員）を配置し、連携する在宅介護支援センター等からサービスを受けられるシルバーピア事業を実施します。	高齢社会対策区市町村包括補助事業として対応	高齢社会対策区市町村包括補助事業として対応	福祉保健局
			300戸（都営住宅の建設等）	20戸（都営住宅の建設等）	都市整備局
95	高齢者向け優良賃貸住宅の供給助成	バリアフリー化など高齢入居者に配慮した賃貸住宅に対し、整備費や家賃等の助成を行う区市町村を支援することにより、高齢者向け優良賃貸住宅の供給を促進します。	150戸（認定予定）	38戸	都市整備局
96	バリアフリー化の普及促進	「東京都住宅バリアフリー推進協議会」の活動を通じ、民間住宅のバリアフリー化の普及促進を図ります。	講演会、コンベ及び相談室等を実施	講演会、コンベ及び相談室等を実施	都市整備局
97	高齢者円滑入居賃貸住宅登録・閲覧制度	高齢者の入居を受け入れる賃貸住宅を登録し、その情報を広く提供します。	不動産関係団体と連携し、家主等へ制度を周知	不動産関係団体と連携し、家主等へ制度を周知	都市整備局
98	高齢者等入居支援事業「あんしん入居制度」	賃貸住宅に入居する高齢者等及び家主双方が安心して入居・賃貸できるよう、利用者（高齢者等）の費用負担による、見守り・葬儀の実施等のサービスを実施します。	(財)東京都防災・建築まちづくりセンター及び地域の不動産店の申込窓口を通して実施	-	都市整備局
99	単身者向け都営住宅の公募	住宅に困窮している高齢単身者に対して、居住の場としての都営住宅を供給します。	年4回募集（2月、5月、8月、11月）	年4回募集（2月、5月、8月、11月）	都市整備局
エ．行動しやすいまちづくり					
100	福祉のまちづくりの普及・推進	「東京都福祉のまちづくり推進協議会」を設置し、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議します。また、東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会や東京都福祉のまちづくり区市町村連絡協議会を開催し、情報交換や意見調整を行います。（No.80再掲）	(No.80参照)	(No.80参照)	福祉保健局
101	福祉のまちづくり事業の実施	・ユニバーサルデザイン整備促進事業（ユニバーサルデザイン福祉のまちづくり事業、とうきょうトイレ事業） ・だれにも乗り降りしやすいバス整備事業 ・鉄道駅エレベーターなど整備事業 ・鉄道駅へのだれでもトイレ設置 ・ノンステップバスの導入 （No.81再掲）	(No.81参照)	(No.81参照)	福祉保健局
					交通局